阪神水道企業団公報

平成27年5月15日㈮
第280号

毎月15日発行

目　　次

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する訓令

◇公　　告◇

○　水道用バタフライ弁２基　外８件の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　水質試験所改修に伴う機能診断業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　阪神水道企業団施設における屋根貸しによる太陽光発電設備導入事業の公募型プロポーザル方式の実施について

◇訓　　令◇

訓令第３号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年４月16日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する訓令

阪神水道企業団出勤簿等取扱規程（昭和34年訓令第154号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

様式第４

勤務状況月例報告書

処理年月：　　年　　月　　所属：

個人コード			
氏名			
要勤務日数			
公休日数			
休職日数			
育児休業			
休暇日数			
欠勤回数			
勤務日数			
年次休暇			
時間年休			
公傷病療養			
私傷病療養			
生理休暇			
産前・産後			
結婚休暇			
忌服休暇			
年次祭祀			
特別休暇			
感染予防			
交通遮断			
住居滅失			
交通機関			
出頭			
選挙権行使			
夏季休暇			
出産補助			
男性育児			
看護休暇			
短期介護			
骨髄移植			
健康診査			
ボランティア			
企業長認定			
介護休暇			
組合休暇			
組合休暇			
リフレッシュ			
専免			
専免			
*遅刻/早退			
有償遅刻			
有償早退			
無償遅刻			
無償早退			
欠務回数			
欠務			
代休			
育児時間			
勤務時間			

改　正　前

様式第４

勤務状況月例報告

企業長　　氏　　名　様

下記の通り報告いたします。　統括出勤簿等管理者　氏　名　印

所　属																								年　　月分	
						休暇内訳																			
職名	氏名	異動年月日	勤務すべき日数	欠勤日数	休暇日数	勤務した日数	年次休暇	公傷病療養	私傷病療養	生理休暇	産前・産後	結婚休暇	忌服休暇	年次祭祀	特別休暇	介護休暇	組合休暇	代休	病気欠勤	事故欠勤	無許可欠勤	遅刻	早退	欠務	専免
		年月日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	回	回	時分	日（時分）

備考
改正前の欄の太線で囲まれた様式を対応する改正後の欄の太線で囲まれた様式に改める。

附　則

（施行期日）

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成27年４月23日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　水道用バタフライ弁２基　外８件
⑵　納入場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
⑶　概　　要　　水道用バルブの購入（購入仕様書のとおり）
⑷　納入期限　　契約締結日から平成28年12月20日㈫まで
⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　２年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（物品：水道用バルブ等）を

有していること。

イ　口径1000mm以上の面間伸縮機能付きバタフライ弁を、水道事業体に納入した実績を有すること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成27年５月１日㈮　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成27年５月11日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第２号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成27年５月15日㈮まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成27年５月18日㈪　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）

を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成27年４月27日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）

⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
管路用地（別紙仕様書のとおり）
甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）
篠原量水池（神戸市灘区篠原北町４丁目60）
六甲接合井（神戸市灘区篠原北町３丁目11番２号）
甲山調整池（西宮市甲山町35番地）
芦屋調整池（西宮市深谷町２番35号）
本山配水池（神戸市東灘区本山町北畑字伊勢講田613）
越木岩受水池（西宮市角石町15番）
住吉配水池（神戸市東灘区住吉山手５丁目1682-1）
篠原公舎跡地（神戸市灘区五毛通１丁目６番地）
住吉木造公舎跡地（神戸市東灘区住吉山手４丁目６番23号）
香枦園公舎跡地（西宮市川東町７番）

⑶　委託概要　　上記委託場所における除草及び樹木剪定業務を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成28年３月11日㈮まで

⑸　入札方法　　入札金額は、別紙業務項目別単価一覧表の各単価の合計金額（税抜）を記載すること。この単価については、入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計額に占める割合」に応じて比例按分して決定します。（入札金額の各単価と契約単価は必ずしも一致しません。）

⑹　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑺　前 金 払　　なし

⑻　予定価格　　事後公表

⑼　最低制限価格　設定なし

⑽　担保期間　　なし

⑾　入札保証金　　免除

⑿　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⒀　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：造園工事）を有していること。

イ　国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注業務の元請として、１件当り100,000㎡以上の除草業務又は500本以上の高中木剪定業務の受注実績を有すること。（高木とは樹木の高さが３ｍを超えるもので、中木とは樹木の高さが1.5ｍを超え３ｍ以下のものとする。）

ウ　道路法（昭和27年法律法律第180号）に基づく供用中の道路において、交通規制を実施しつつ、植栽維持作業又は除草作業を施工した実績を有すること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成27年５月１日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成27年５月８日㈮に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

(ｱ)　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

(ｲ)　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

(ｳ)　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

(ｴ)　上記(ｲ)工事の施工に伴う道路使用許可書の写し

イ　受付期間　　公告日から平成27年５月12日㈫まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成27年５月８日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成27年５月13日㈬午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成27年５月14日㈭午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に別紙業務項目別単価一覧表を添付して送信すること。なお、別紙業務項目別単価一覧表には全項目を必ず入力すること。
入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び別紙業務項目別単価一覧表を持参により提出すること。郵送は認めない。

7　開札日時　　平成27年５月15日㈮　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成27年４月28日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委水第２号
　　委 託 名　　水質試験所改修に伴う機能診断業務委託

⑵　委託場所　　水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号　猪名川浄水場構内）

⑶　委託概要　　水質試験所改修に伴う機能診断を行う。

ア　基本条件の確認　　１式
イ　維持管理方法の検討　　１式
ウ　配置計画の検討　　１式
エ　施設計画の検討　　１式
オ　施工方法の検討　　１式
カ　基本設計図書の作成　　１式

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成27年８月31日㈪まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタントの登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成27年５月８日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成27年５月12日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成27年５月15日㈮まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成27年５月18日㈪　午後１時45分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の事業について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成27年５月11日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　事業概要

⑴　事業名称

阪神水道企業団施設における屋根貸しによる太陽光発電設備導入事業

⑵　事業内容

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）では、再生可能エネルギーの普及及び促進を推奨するとともに、資産の有効活用を図るため、企業団の公有財産の屋根（屋上）を利用して太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置し、発電事業を実施する電気事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

⑶　事業期間

事業期間については、発電設備の設置に要する期間や撤去及び原状回復に要する期間を除き最長20年以内とする。

なお、事業者は契約締結後、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生エネルギー特別措置法」という。）第６条に規定する認定を取得し､接続契約の申込みを受領すること。ただし、行政財産貸付（以下「貸付」という。）の期間については、最大10年間とし、事業継続期間の間、更新手続を行うが、貸付期間中に企業団において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の５第４項の規定により、企業団はその契約を解除することができる。

⑷　事業の場所

ア　施設名　甲東ポンプ場第１調整池

イ　所在地　西宮市上大市３丁目２番53号

ウ　設置可能面積　約1,200平方メートル（別紙１－全体平面図のとおり）

エ　積載荷重　50キログラム／平方メートル以下

⑸　発電設備の設置容量

発電設備の設置容量は、提案者の提案による。

施設当たり10キロワット以上の公称最大出力を有する発電設備であること。

⑹　施設の使用方法及び使用料

事業者が発電設備の設置及び運営の用途のみに使用するものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第２項第４号の規定に基づく行政財産貸付け（以下「貸付け」という。）契約を締結するものとする。

ア　使用料は、面積１平方メートル当たり年額100円（税抜）以上で、事業者が提示した額とする。ただし、貸付契約の期間が１年未満であるときは、月割又は日割計算により使用料を算定することとし、日割計算においては、１か月は30日とし、いずれの場合も１円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとす

る。

イ　使用料の算定については、使用する面積（発電設備の水平投影面積）とし、間隔を空けて設置する場合は、その隙間の面積も含むこととする。

※　水平投影面積とは、真上から見た場合の面積とする。

2　プロポーザルを求める内容

上記事業の実施に当たってプロポーザルを求める内容は、次のとおりとする。

甲東ポンプ場第１調整池上部空間における太陽光発電設備について（再生可能エネルギーの普及という本事業の趣旨をより促進するような事業計画及び配慮すべき事項と運営方針について）

3　発電設備設置に係る仕様及び事業者が遵守すべき基本的条件等

⑴　発電規模及び使用面積

発電規模及び使用面積は、発電設備設置可能範囲（詳細については、別紙２のとおり。）の中で、事業者が計画すること。

⑵　費用負担

発電設備の設置に伴う費用、各種申請等の事務手続及び発電設備に賦課される公租公課については、全て事業者が負担すること。

⑶　発電設備を設置する企業団施設（調整池）等への安全対策

事業者は発電設備設置後の安全対策について、フェンス等で管理区域を明確にするとともに、台風、落雷、地震、暴風雨等による防錆対策等を考慮した予防策等を計画し、発電設備に起因する雨漏り等が生じないように十分な措置を講ずること。また、事業者は、電気事業法や建築基準法等の関係法令を遵守するとともに、設計図面等を考慮しながら設置しようとする発電設備の総重量に対し、調整池の構造上に問題がないことを証明する書類を事業者の責任において作成し、企業団へ提出すること。

⑷　発電設備設置期間中の留意点

事業者は、発電設備の設置に当たっては、引込柱の建柱場所等、企業団と綿密なる打合せを行い、発電設備設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等への光害等被害を起こさないよう、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

なお、設置工事に伴い、必要となる周辺住民等への説明、騒音、振動、埃等の工事公害及び発電設備を設置した事に起因する影響への対策及び対応は、事業者の責任において行うこと。また、事故や係争などの不具合が生じた場合、企業団及び第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任において対応すること。

⑸　発電設備の点検・維持補修時の対応

事業者は、企業団における夜間時の機械警備を考慮し、通常点検・維持補修を平日昼間（午前９時から午後５時30分まで）に行うこととする。ただし、緊急時に限っては、企業団技術部送水センターへ電話連絡し、同センター職員による機械警備解除後に実施すること。

⑹　発電設備の異常時の連絡体制

緊急時や発電設備に異常が生じた場合に備え、緊急連絡先等のメンテナンス体制を構築すること。

⑺　発電設備の取扱い

発電事業の終了後は、事業者の負担と責任により発電設備を撤去し、原状回復すること。また、発電事業途中において、破産する等事業者の都合により発電事業を継続出来なくなった場合は、発電設備及び売電債権は、企業団に帰属するものとする。

⑻　損害賠償責任

事業者は、企業団施設を破損・滅失した場合、発電設備の故障により送電網に影響を与えた場合等には、その損害を賠償する義務を負うこと。

また、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により､施設の利用者又は第三者に身体及び財産上の損害を与えたときは、その損害についても同様とする。

事業者は、前述の賠償責任を担保するため、賠償責任保険等の必要な損害保険に加入するものとし、保険料については、事業者の負担とする。

⑼　その他

その他必要な条件等については、別途協定書において定めることとする。

4　参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

⑷　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

⑸　日本国内の官公庁において、過去に発電出力100キロワット以上の発電設備の設置又は運営の実績を有すること。現在、具体的に発電出力200キロワット以上の発電設備の設置又は運営に着手又は計画している者も含む。

⑹　設置場所において、発電設備導入事業を実現できる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。

5　参加表明に必要な書類（以下「提出書類等」という。）と記載上の留意事項提出書類等は次のとおりとし、記載する文字サイズは、10ポイント以上とする。

⑴　参加表明書（様式－１）

⑵　誓約書（様式－２）

⑶　平成22年度から平成26年度までの事業実績（様式－３）

⑷　その他必要書類（様式任意）

6　提出書類等の提出方法、提出先及び受付期間

⑴　提出方法

提出書類等は、持参により提出すること。

⑵　提出先及び受付期間

ア　提出先（受付担当）

〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

総務部総務課契約係（本庁舎３階）　TEL：078-431-1902

イ　受付期間　公告の日から平成27年５月19日㈫まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時00分から午後５時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

7　参加表明後の流れ

⑴　スケジュール

本事業の契約締結までの日程については、次のとおり予定している。

項目	日程
提出書類等の受付及び提案説明書配布	公告の日～５月19日
質問受付	公告の日～５月22日
回答送付	５月27日予定
提案書の受付	～６月３日
受託候補者の特定	６月10日予定
契約締結	６月中旬予定

⑵　提案説明書の配布

参加資格を満たしている提出書類等の提出者に対して、企業団から提案説明書を配布する。

⑶　受託候補者の特定方法

提出された提出書類等及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など提出書類等に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

8　契約に関する条件

契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が200万円を超える場合には、業務受託者が暴力団等でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

9　現地見学

⑴　現地見学会の日時

参加表明者のうち、現地見学会を希望する者は、５月19日㈫までに事前申込みを行った上で参加すること。

事前申込み先は、keiyaku@hansui.or.jpまで、電子メールにより申込むこと。

⑵　見学に当たっての留意事項

ア　現地集合

イ　見学は１事業者当たり５名以内

ウ　見学時に個別の質疑は受け付けない。

10　その他の留意事項

⑴　本契約案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。

⑵　提出書類等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

⑶　提出書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された提出書類等を無効とする。

⑷　提出された提出書類等は、返却しない。また、提出された提出書類等は、受託候補者の特定以外には使用しない。

⑸　その他本書に記載のない事項、質問事項等については、6⑵に記載した受付担当に問い合わせること。

⑹　契約を締結した者は、建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）並びに業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等（業務委託契約の場合は、再委託契約等）を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団等でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（暴力団排除に関する特約条項第3条の規定に準じて下請契約等（業務委託契約の場合は、再委託契約等）に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

⑺　公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価委員会の委員との間に利害関係がなく、本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

様式－1

参加表明書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所

商号又は名称

代表者名　　印

下記事業の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1　公告日　平成27年5月11日

2　事業名称　阪神水道企業団施設における屋根貸しによる太陽光発電設備導入事業

担当部署

担当者

TEL

ＦＡＸ Ｅ-mail

様式－２

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所
商号又は名称
代表者名　　印

「阪神水道企業団施設における屋根貸しによる太陽光発電設備導入事業」の公募型プロポーザルの参加申込みを行うに当たり、同事業に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式－３

・平成22年度から平成26年度までの事業実績

実績を有する企業の商号又は名称	
施設名称	
施設所在地	
発電出力	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
受注形態	単独　・　複数 （複数の企業等で受注の場合は、役割分担を記載してください。）
事業の特徴 （契約内容）	（主な内容を記載してください。）

注１：事業の特徴（契約内容）については、具体的に記述すること。

注２：上記の実績を有していることを証する書類（経済産業省の設備認定に関する書類、電気事業者との需給契約書等、太陽光発電設備建設等の契約書の写し等）を添付すること。なお、発電所については、発電所認可等に関する書類を添付すること。

注３：運営のみの計画又は実績の場合は、履行期間欄に当該期間を記載すること。また、必要に応じて事業の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。

別紙1

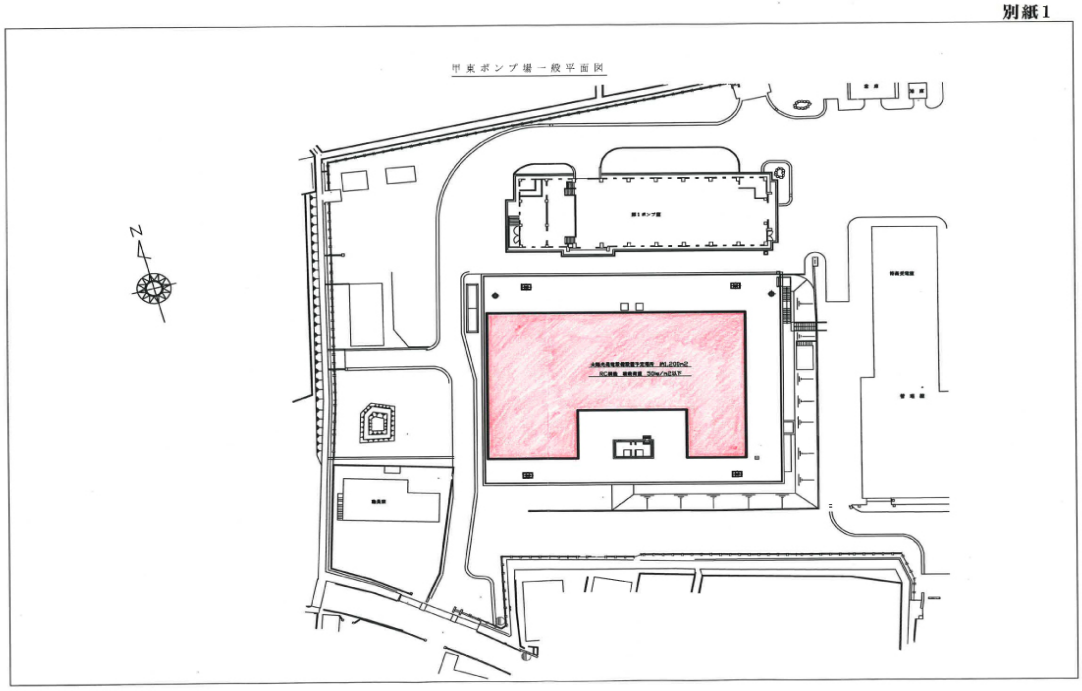
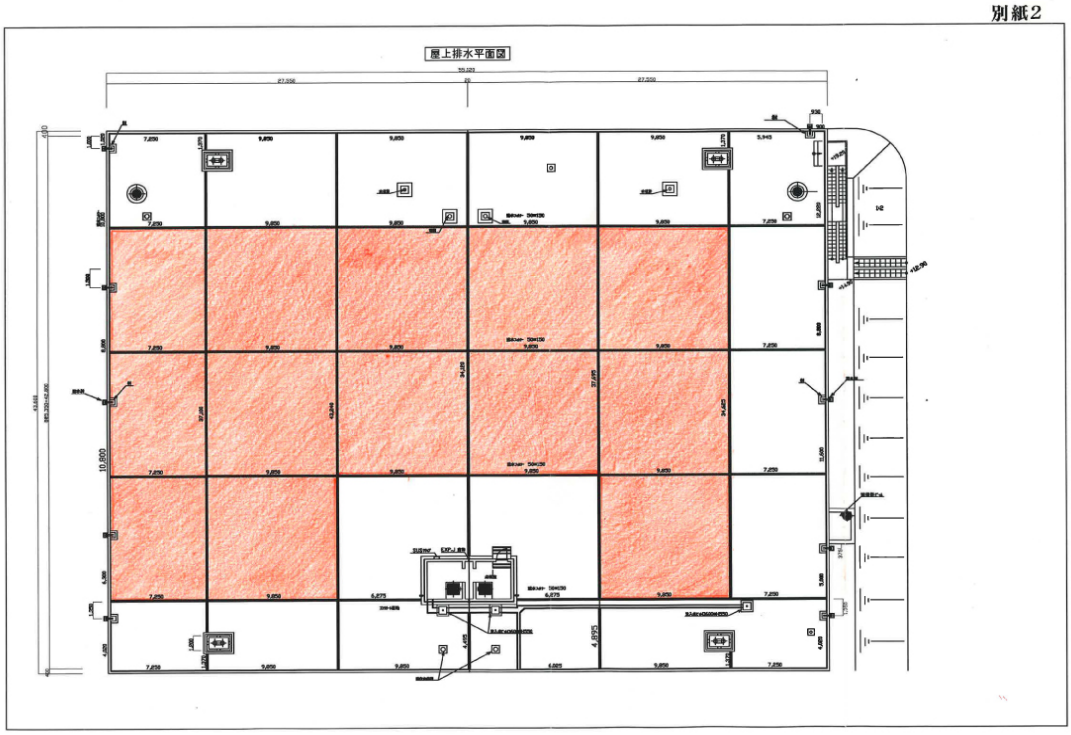
別紙2